盛岡広域振興局長告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和８年10月30日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

１　路線名　元木江刈内線

２　供用開始の区間

（１）　岩手郡岩手町大字江刈内第22地割５番６地先から第27地割１番１地先まで

（２）　岩手郡岩手町大字江刈内第27地割52番１地先から第10地割45番７地先まで

３　供用開始の期日　令和８年10月30日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　盛岡広域振興局土木部岩手土木センター

（２）　期間　令和８年10月30日から同年11月30日まで